

「明治天皇紀」の叙述をめぐる問題について

——日清戦争開戦時の宣戦奉告問題を事例として——

堀 口 修

はじめに

本稿の目的は、「明治天皇紀」本文の記事がどのような執筆過程を経て確定していったのかを検討することである。しかし検討するための素材はそう多くない。このため検討の対象となる記事もごくごく一部に限られる。本稿では明治二十七年八月一日条に叙述されている日清戦争開戦時の宣戦奉告問題をめぐる記事を取りあげて検討してみたい。

右の記事は、宣戦の詔が公布されたことをうけて、宮内大臣土方久元が神宮並びに先帝陵への奉告勅使の人選案を具して允裁を仰いだところ、明治天皇が清国との開戦は閣臣らがやむべからざるものと奏したので許しただけであり、自らの意志で開戦したのではないので奉告するに及ばないとの態度を示したというものである。このことから明治天皇は、日清両国の開戦には反対、或いは消極的であったと

の議論がなされる。

こうした天皇の評価と結びつけて語られる記事であり、また読み手を力強く引き込み明治天皇への興味をかき立てるが故に、この記事がどのような叙述過程を経て書き上げられていったのか、よく検討しないといけない。詳細は後述するが、一言でいうと関係資料の記述内容には微妙な差違がある。まさに「明治天皇紀」の記事を検証する必要性がそこにある。そこで本稿では当該記事がどのような叙述過程を経て確定していったのか、またその叙述のねらいがどのようなものであるのかを検討してみたい。

なお本稿での検討を先駆的に行われたのは洞富雄氏で、その成果は「日清開戦は『朕の戦争に非ず』⁽²⁾」と題して発表されている。本稿は、洞氏の成果によりつつも、さらに議論を深めるための検討を行うものである。

一 宣戦奉告問題の記事とその典拠史料

本稿で問題とする「明治天皇紀」の本文記事が確定するに至る過程を知ることのできる資料とは何か。それは臨時帝室編修局で編修官補として「明治天皇紀」の編修に従事した深谷博治が、『（国史長）明治天皇』（3）の中で写真掲載した「明治天皇紀」の草稿文（4）（以下、原文という）である。「明治天皇紀」の編修は、ながい期間にわたるため、この原文が編修上、どの段階のものをかを断定できないが、タイプ印刷であること、大正一五年五月に編修官長に就任した三上参次が筆を入れていること、後述するように修正文と刊行文との間にも重要な異同があることから、現時点では大正一五年から昭和六年の間に作成された「第一次稿本」（5）に入るものと推定する。

この原文はタイプ印刷されたもので、そこには編修官長三上参次と臨時帝室編修局総裁金子堅太郎が修正を施した際の書き込み、即ち三上の朱書、金子の墨書がある。尤も書き込みの分量は、金子総裁の方が圧倒的に多い状態で、三上は語句を一部書き加えているくらいである。

それでは原文を作成したのは誰か、という問題であるが、つぎのことを確認しておきたい。原文を修正した原稿を紹介しているのが深谷博治であることは大きなヒントを与え

ている。それは深谷がつぎのようなことを発言しているからである。

それで、実際に執筆にあたったのは編修官と編修官補で、大体最初の原稿は編修官補のわれわれが書いて、それを編修官、ぼくのほうでは渡辺先生ですが、そこで訂正すると、最終的には三上編修官長から金子総裁のところまでいく。しかし実際は、編修官の段階で最後の原稿はきまるというふうなことです。しかし、総裁と編修官長は見なかったわけではなくて、一応見て、気のついたところは直すと、直したらまた戻ってきてますけれども、三上さんや金子堅太郎がかえた場合、改悪される場合があるのですよ。そこで編修官と総裁の間に議論が起こつて、そして最終決定をすると、その段階で、渡辺さんが金子総裁のいうことをなかなかきかないものですから、そこで渡辺さんは金子堅太郎にいられたのです。

こういうことがありました。金子堅太郎というのは、ぼくはだいたいぶ氣にいられて世話になった一人なので悪口はいいたくないのだけれども、ほんとうをいうと私心の強い人で、自分の関係したところだけは非常にくわしく書かないと満足しないのです。それで渡辺先生に、こういうふうに書けと命令するのですが、渡辺先

生はがんとしてきかないんです。閣下が関係されたところだけくわしく書いては変じゃないですかとずけずけいうものですから、それが気に入らんと、それでぼくをよびつけて、渡辺が書かんから、おまえ書けというわけです。(笑) そんなトラブルもあった⁽⁶⁾。

渡辺幾次郎は、ながく「明治天皇紀」の編修に従事した人物で、編修官として日清戦争を含む時期を担当していた。その渡辺の下で深谷は編修に従事していたので、金子の修正を渡辺が聞かない場合、金子が深谷に書き直しを命じているとの話は参考にすべきであろう。尤も本稿で検討している修正文がこのパターンに入るものであるかどうか確証はないが、洞氏は、原文の作成者は渡辺幾次郎であると指摘している⁽⁸⁾ので、深谷氏から何か情報を得ていたのかも知れない。

さて論をさきに進めるため、「明治天皇紀」を一部補訂した上で刊行された『明治天皇紀』（吉川弘文館、一九七三年）の該当箇所の文章を左に掲げる。なお丸数字①～⑨の傍線は、これからの行論上の必要から筆者が付したものである。

○『明治天皇紀』第八・明治二七年八月一日条

十一日 清国に対する宣戦の奉告祭を行ふため、午前八時賢所・皇靈殿・神殿を装飾し、御饌・幣物を供す。

期に臨んで出御あらせられず、式部長侯爵鍋島直大をして代拝せしめ、祝詞を奏せしめたまふ、賢所祝詞左の如し、

（中略―祝詞―）

又神宮に掌典長九条道孝を、孝明天皇後月輪東山陵に掌典岩倉具綱を遣はして奉告せしめたまふ、是れより先、宣戦の詔を公布せらる、や、宮内大臣子爵土方久元御前に候し、神宮竝びに先帝陵の奉告勅使の人選に就きて叡旨を候す、天皇宣はく、其の儀に及ばず、今回の戦争は朕素より不本意なり、閣臣等戦争の已むべからざるを奏するに依り、之を許したるのみ、之れを神宮及び先帝陵に奉告するは朕甚だ苦しむと、久元事の意外なるに驚き、奏して曰く、曩に既に宣戦の詔勅を裁可あらせらる、然るに今に於て斯かる御沙汰あらせらる、は、或は誤まりたまふことなきかと極諫す、忽ち逆鱗に触れ、土方再び謂ふなかれ、朕復た汝を見るを欲せずと宣ふ、久元恐懼して退出し、官邸に帰りて熟考するに、宣戦の詔勅は既に中外に公布せられ、陸海軍は既に出征の途に上る、戦局の将来実に憂慮に堪へず、然るに聖旨此の如し、之れを伊藤総理大臣に謀らんか、総理大臣之れを聞かば事弥々困難なるべしと、煩悶苦悩、終宵眠る能はず、然るに翌早朝侍従長

徳大寺実則、久元の邸に來り、速かに勅使の人名を選
定して奉呈すべしとの聖旨を伝ふ、久元急遽参内して
御座所に候す、龍顔麗しくして毫も平常に異ならせら
れず、直に奏する所を允したまふ、久元感泣して退く、

翌年五月十三日、京都御所に於て枢密顧問官御陪食の
事あり、宴後枢密顧問官伯爵佐佐木高行願書を懷にし
て久元に面接を求め、戦捷を奉告あらせらるゝに當り、

今回は特に熱田・宇佐・鹿島・香取の四神宮及び靖国
神社を加へられんことを望むと告ぐ、久元昨年宣戦奉
告勅使の件に関し逆鱗に触れたる事を語り、神宮並び

に先帝陵以外は其の容易に行はれざる旨を陳ぶ、高行
願書を提出せずして退出す、^⑨同月三十一日、二人復た
会談して此の事に及び、天皇直言を容れさせらるゝの

聖徳を嘆称す。○官報、祭祀録、臨時儀式録、伊勢神宮文
書、侍従日録、佐佐木高行日記、土方久元談話

丸数字①から⑨の箇所の要点は、左のようなものであらう。

①勅使人選―宣戦の詔が公布されたので、土方が神宮並び
に先帝陵への奉告勅使の人選について叡旨を仰ぐ。

②戦争不本意―天皇はその儀には及ばない、自分は素もと
今回の戦争には不本意であったが、閣臣等がやむを得な
い戦争だと奏したので許しただけであり、これを神宮及び
先帝陵に奉告するのは理解できずはなはだ苦しい。

③諫言―土方は事の意外に驚いて、すでに宣戦詔勅の裁可
があるのに今においてこうした御沙汰があるのは、ある
いは誤りではないかと極諫する。

④逆鱗―土方の極諫は忽ち逆鱗に触れて、天皇は土方に対
しそのことは再び言うべからず、天皇はまた汝を見るこ
とを欲しないと言う。

⑤土方憂慮―土方、恐懼して退出し、官邸に帰りて熟考す
るに、宣戦の詔勅は既に中外に公布され、陸海軍はすで
に出征の途に上る、戦局の将来実に憂慮に堪へず、然る
に聖旨此の如し。

⑥伊藤―これを伊藤に相談するかどうか、伊藤がこのこと
を聞くと事弥々困難となるので、土方は煩悶苦悩のため
終宵眠ることができない。

⑦嘉納―翌早朝、徳大寺が土方の邸に來て、速かに勅使の
人名を選定して奉呈すべしとの聖旨を伝える、土方、急
遽参内して御座所に候したところ、龍顔麗しく毫も平常
に異ならない、直に奏するところを允される、土方感泣
して退く。

⑧戦捷奉告―翌二八年五月一三日、京都御所において枢密
顧問官御陪食の事があり、宴後、佐佐木は、願書を懷に
して土方に面接を求め、戦捷を奉告するにあたり、今回
は特に熱田・宇佐・鹿島・香取の四神宮及び靖国神社を

加へられることを望むと告げる、土方、昨年、宣戰奉告勅使の件に関し逆鱗に触れたる事を語り、神宮並びに先帝陵以外はその容易に行はれざる旨を陳べる、佐佐木は願書を提出せずして退出す。

⑨聖徳―同月三十一日、土方と佐佐木の二人は、再び会談してこの事を話題にし、天皇が直言を容れられた聖徳を嘆称する。

さてつぎに右の記事の元となった史料がどのようなものであったのかを確認してみよう。典拠史料中、挿話に関する記述があるのは「佐佐木高行日記」と「土方久元談話」と思われる。現在、当該期の「佐佐木高行日記」は、安在邦夫・望月雅士編『佐佐木高行日記 かざしの桜』（北泉社、二〇〇三年）と題して刊行されている。他方「土方久元談話」の内容は、現在、確認できていないので今後の調査に待ちたい。

そこで『佐佐木高行日記 かざしの桜』中から関連する記事である明治二八年五月一三日条（二三頁～二四頁）と五月三十一日条（二六頁～二八頁）を掲げる。なお丸数字①から⑨は『明治天皇紀』の記事の丸数字に対応するものである。但し⑥に関連する記事はない。また傍線は、引用者によるものである。

○『佐佐木高行日記 かざしの桜』五月一三日条

⑧右紙面（願書のこと―引用者）を懐中の儘土方に問ふ。御凱旋の節、伊勢神宮へ御参拝之御儀は如何哉、又奉幣使之儀に如何之御模様歟意見も有之候間、凡の処拜承仕度云々。

土方云、其儀に付ては中々六ヶ敷次第なり。抑昨年宣戰之詔勅御発布之節、伊勢神宮、先帝御陵へ勅使被差立候儀に付奉伺候処思召には、此度は及ぶ間敷、其詔は、根元開戰之事は十分の議論もありて不本意なる事なれ共、勢不得止場合となりたり。然れば如斯素々不本意ながらの儀なれば、乍恐神明へ申上候事は憚るべしとの御沙汰に付大に驚き、最初は如何程の思召に被為在候共、既^⑤に宣戰之詔勅を天下に御布告と相成るに当り、右件不被行候ては元々当職に罷在候事は難相成、天下の人心大に疑惑を生じ御内実は不心得候間、自然御孝道にも相拘り可申とて引籠候丈、追而徳大寺侍従長を以て出勤致候様御沙汰に付出勤之处、御両所へ勅使被差立候事に御許可相成候。

右等之次第に付、御凱旋之時も矢張前日の如く御両所丈は被相行可申候へ共、其の他は決して被行申間敷との事にて、還幸の御時伊勢神宮御参拝之儀は御用多にも被為在御採用は不被為在との事にて、迺も被行候見込無之に付、右紙面も差出さず帰る。

⑩ 因て思ふ、昨年開戦之儀に付厚き思召被為在候場合に、何か御氣障り被為在候事件有之候よりの御事ならん歟、畢竟内閣大臣の不注意より起りしならん。

御天質は少しも御曲け被為在候事は尤御厭被為在候へば、神明に被対云々の御論出候所以は屹度可有之候へ共、其儀は土方と雖も不心得と被考候。

聖明なる陛下に被為在候へは其の故なかるへからず。謹て記し置き他日其故由を拝承せんとす。且又奉幣使云々は、また御召合も有之候事なれば、時機を見、又計るべしと考へたり。

○『佐佐木高行日記 かざしの桜』五月三一日条

④⑫ 土方云、昨年奉告使之件より時々御争申上候儀有之、一時は御震怒に解候事も有之候へ共、聊かも御跡にては忝慮に被為含候様の御事は無之、^⑨実に以天子之御聖徳を被為備難有奉存候云々。

なお、右記事中の凱旋の節に神宮へ御参拝云々は、重要な意味を有していると考えるが、いまのところこのみで認められることである。

また、ここでさらなる注意をはらいたいことは、『明治天皇紀』の記事が触れていないつぎの点である。一つは⑩の天皇の意見の根底には「何か御氣障り」があり、それは「畢竟内閣大臣の不注意より起」ったことであらう、とい

う点である。二つは⑪の「神明に被対云々の御論」が出たのは屹度理由があるのであるが、これは宮相といえども「不心得」と考えられる、という点である。三つは⑫の奉告使之件以来「時々御争申上候儀」があったということである。これらのことについては後述する。

他方、土方自身はどのような記事を残しているのか。彼の日記の八月七日条に「此儀二ハ色々苦心之次第有之タル也」とあり、意味深長な記述がある。なお傍線は、引用者によるもの。

賢所、伊勢神宮、神武天皇御陵、孝明天皇御陵等へ御告祭之事、御決定二相成候。此儀二ハ色々苦心之次第有之タル也。

なお八月七日を除いて侍従長徳大寺実則の八月四日から九日にかけての日記には曜日と出仕（参）と記述^⑨のことが簡単に記述されているだけでほかには何も書かれていない^⑩。

二 記事内容の比較検討

つぎに右にみた『明治天皇紀』の本文に至る過程をみたい。比較するのは一、原文、二、修正文、三、刊行された『明治天皇紀』の本文の三つで、特に語句の違いに注目して検討してみたい。なお比較の箇所を明瞭とするために、

さきの①から⑨の文章に分けて行う。

①神宮・先帝陵奉告勅使人選

原文で土方が勅使人選の案を具して上奏したが、「未だ裁可ヲ得ズ」とし、それを促したという骨格部分が叙述される。原文は裁可がないことから、天皇の意志を間接的に表現する形を取っているが、修正文・刊行文はただ単に勅使の人選について「叡旨」を仰いだとのみ記している。

②戦争不本意

天皇の意志が叙述され、最も重要な部分である。原文は、
⑦天皇は平和を指向^⑪「朕素ト平和ヲ尚ブ」、①開戦には不同意^⑫「開戦ハ同意シ難キ所」、⑦閣臣らの奏請による戦争^⑫「閣臣等戦争ノ已ムベカラザルヲ奏スル」、⑤自らを欺いて神宮への奉告は忍びない^⑫「自ラヲ欺キテ神宮ニ奉告スルハ忍ビタマハザル旨ヲ宣ハセラル」、とかなり踏み込んだ内容となっている。

修正文は、⑦と⑤がなく、①（不同意）と表記・⑦は同じであるが、ここで「大臣ノ戦^⑫」との語句が出てくる。⑦と⑤がないが、天皇が大臣の意志^⑫「大臣ノ戦」であったとしたことによりかなり刺激的な表現となっている。

刊行文は、同じく⑦と⑤がなく、①（不本意）と表記・⑦は同じであるが、奉告については修正文の「及バズ」ほど断定的ではなく、「朕甚だ苦しむ」との表現となる。

なお、「不同意」と「不本意」では意味上、大きな差があると思うが、いまその差が何に由来するのかを明らかにできない。

③詔勅公布・諫言

土方が宣戦の詔が発せられている以上、天皇の言動は理解できないと反論する姿が叙述される。原文は、土方が「臣実ニ聖慮ヲ解スルニ苦シムト、直言、修正文は和らげて「陛下ノ思召違ヒナラン」、刊行文が「或は誤まりたふことなきかと極諫す」と叙述する。どのような表現をしようとも、ここでは土方が天皇の言動に矛盾ありと感じたことを叙述しようとしている姿勢が読み取れる。それにしても刊行文の「極諫」は、何を根拠にしているのであろうか

④逆鱗

天皇の怒りが叙述される。原文は「逆鱗アラセラル」とストレートに表現し、修正文は同じく「逆鱗」という語句を用いると共に、土方との「絶交」が宣べられたとし、刊行文は同じく「逆鱗」を用いると共に、土方を見るのを欲せずと宣べられたとする。ここでは自らの言動の矛盾を指摘された天皇が感情を露わにした情景が描かれている。この描写は、後述するように「聖徳」と結びつけるための前触れのような気がしてならない。

⑤ 恐懼・熟考

天皇の怒りをかった土方が閉門して熟慮している姿が叙述される。原文はそれをストレートに描き、修正文は天皇の言動がもたらす矛盾から「陸海軍ハ出征ノ途ニ上ル、戦局ノ将来実ニ憂慮ニ堪ヘズ」と悩む土方を描き、刊行文は修正文とほぼ同じであるが、最後に「然るに聖旨此の如し」として、その重さを強調する。

⑥ 伊藤

修正文で土方が内閣総理大臣伊藤博文に相談するかどうかに苦慮する姿が叙述される。これは原文にはないものである。時の首相へ相談すべきかどうか悩む土方の姿を描くことにより、土方の苦悩の深さを表現しようとするものか。語句も修正文が「迷悶苦悩」、刊行文が「煩悶苦悩」とする。また問題を表現する文として修正文は、「一大事ヲ惹起セント」と叙述する。また刊行文は、「事弥々困難なるべし」と書くが、文章の修飾か。

⑦ 嘉納

天皇が一晩で態度を変えた姿が叙述される。但しその理由には書かれていない。

原文は徳大寺侍従長から天皇が考えを改め「昨日ノ言誤レリ」として、土方に伺いのとおり勅使を差し遣わすということが伝えられる、とする。

修正文は、原文にある天皇が発言を改めるとの文がなくな

なり、原文の徳大寺侍従長からの勅使人名選定差出しの「聖旨」伝達に加えて、土方が急遽参内したところ、天皇が平常に異ならず、派遣の人名を聴許され、土方は「感泣」して退いたとする話が加わる。

刊行文は、ほぼ修正文と同じであるが、修正文の「聴許」が「奏する所を允したまふ」と変わる。

⑧ 戦捷奉告

明治二八年五月一日、京都で佐佐木が土方に会い神宮などへ戦捷奉告の儀を行うことを求めたこと、他方、土方が明治二七年八月の宣戦奉告を行うための勅使差遣時の事情に触れ、佐佐木の要求は困難と語ったため佐佐木が諦めたこと、が叙述される。

原文では、賢所での祭典、神宮での親謁の儀、山陵・官国幣社での奉告の儀（憲法発布の例による）、官幣大社熱田神宮・宇佐神宮・鹿島神宮・香取神宮及び別格官幣社靖国神社を加えるとの佐佐木の要求が書かれる。

修正文と刊行文はほぼ同じ内容で、特に熱田神宮・宇佐神宮・鹿島神宮・香取神宮及び靖国神社を加えることを強調するものとなっている。

⑨ 聖徳

明治二八年五月三十一日、再度土方と佐佐木が会合した時、

前年天皇が「直言」を受け入れたことを「聖徳」として「嘆称」したことが叙述される。修正文ではかなりの部分がそのまま生かされるが、一部の文章は移動され、他に三上により「卜告」「天皇」「ニ感激」などの字句が書き加えられている。刊行文は、ごく一部の字句を除き、修正文をほぼ踏襲したものとなっている。なお、典拠資料として刊行文では祭祀録、臨時儀式録、伊勢神宮文書が追加されている。これは祭祀関係の資料的根拠をより充実させた結果であろう。

さて①から⑨の文章全体を踏まえて言えることは、叙述内容が原文と修正文との間でかなり差違があるように思える。特に④土方との拜謁を拒否する天皇の発言、⑤宣戦の公布・陸海軍出征という現実から苦悩する土方、⑥伊藤へ相談するかどうか悩む土方のところに原文から修正文へのそれが顕著にみられる。これが何によりもたらされたのか。「土方久元談話」によるものかどうか何とも言えないが、同談話に依拠している可能性はあるものと判断する。

これは金子が加筆したことをうけることであることは明らかであるが、では金子はどのような資料により加筆したのであるか。いや、すでに「佐佐木高行日記」「土方久元談話」の資料原稿はあったが、執筆者がそれをあまり使っていないのを金子が広く取り込んで加筆したのか。興

味は尽きないが、いずれにしても確証はない。

以上、原文から修正文、さらには『明治天皇紀』の本文に至る叙述の過程を検討してみた。尤も修正文と刊行文との間の差違については、この間にさらなる修正がなされていたことも十分考えられる。よって修正文と刊行文の違いにはそうした理由も含めて理解することが求められることを確認しておきたい。

三 叙述をめぐる問題

つぎに、ふたつのことを検討したい。一つは文章の修辭、二つは天皇の「御氣障り」である。

まず修辭であるが、すでに検討してきたように原文↓修正文↓刊行文へと文章が整えられると共に、新たな情報も加えられ厚みを増した文章になっている。ではそれを重ねることにより何を表現しようとしているのか。そのことを考えるために「明治天皇紀編輯綱領」を検討してみたい。

「明治天皇紀」の編修は、大正三年一二月からはじめられ、初代の臨時編修局（のち、臨時帝室編修局）の総裁は、宮内大臣に就いたことがある土方久元であった。同七年一月、土方が逝去すると、同じく宮内大臣経験者である田中光顕が総裁に就任した。しかし田中は短期間で免職となり、その後、総裁は関員のまま補任されなかった。その総

裁がない期間、副総裁の金子堅太郎が総裁の職務を摂行した⁽¹³⁾。この時金子は「明治天皇紀」の本文執筆の時期を迎えて、広く内外の政治家、学者の意見を徴し、また臨時帝室編修局の顧問である山県有朋、松方正義⁽¹⁴⁾、西園寺公望とはかつて、御紀編修の基礎をより一層強固にする動きをとる。

金子は、大正九年五月一日、天皇に上奏して「先帝ノ御紀ヲ修メントセハ宜シク之ヲ以テ皇室ノ尊嚴ヲ發揮シ国体ノ真髓ヲ闡明シ忠君ノ精神ヲ涵養シ愛国ノ気節ヲ奮起セシメ驕情輕佻ノ俗之ニヨリテ革正セラレ勤儉質素ノ風之ニヨリテ奨励セラレ国民ヲシテ感憤興起シテ各々其ノ本分ヲ尽クサシムルヲ期セサルヘカラス」と御紀編修の目的を明確に示すと共に、新たに左の「明治天皇紀編修綱領」⁽¹⁵⁾を定め、その方針により編修を進めることを願ひ出た。綱領は全一項目からなり、編修上のバックボーンを確立しようとするものである。いま問題となるものは、つぎの項目である。

第一で「天皇ハ国ヲ以テ家トシ給フカ故ニ、天皇紀ハ天皇ノ言行ヲ記スル伝記タルト共ニ、天皇ノ治世中ニ起リタル大小ノ事変國勢ノ隆替ヲ録スル國史ヲサルヘカラサル事」として御紀の性格規定を明確にした。

第二で「明治天皇英邁ノ資」は、天授であるので史臣等

が妄りに論議しない、御紀は天皇の言行を事実のままに記述して粉飾しないとした。

第三で「輔弼ノ老臣勲旧ノ百僚」や民間において文明の進歩に貢献した者の事蹟を記録するとした。

第六で明治時代の国内形勢の推移は、「外勢ノ刺激」によることが多いので、御紀は内政に関連して外勢を叙録してその相互関係を明らかにするとした。これは、第一の方針と相俟って御紀の厚みを増すものであった。

右の四項目を踏まえると、何を表現しようとしたのかが伝わってくる。すなわち明治天皇が一時、神宮・先帝陵での宣戦奉告への勅使差遣に反対の意志を示し、それを押し通そうとしたが、「臣下」の「極諫」を受け入れて態度を改めたという話から、天皇は「英邁」な資質を身につけた人物であることを伝えようとしたのではないか。そして天皇の英邁さを確認することにより、天皇の「聖徳」を間接的に読み取らせようとしているのではないか。これはまさに「明治天皇紀編修綱領」の方針と一致しているものと言えよう。

つぎに天皇の「御氣障り」について考えてみたい。天皇は神宮・先帝陵での宣戦奉告への勅使派遣に反対であった。理由は明示されていないが、佐佐木が書き記しているように天皇には「御氣障り」があった。その「御氣障り」が原

因となり閣僚への不満が生じて、天皇は宣戰奉告のための勅使派遣に同意を示さない。

このことに関連して検討しないといけないのは洞氏の説である。洞氏は、日清開戦に至る外交・軍事過程において、天皇は、閣僚たちの政策、さらには自らへの対応に不満を持ち、それが「御氣障り」の因子となったと説く。既述したように洞氏は、本稿同様、深谷博治氏の『國史 明治天皇』に写真掲載されている史料を用いて、天皇の態度、発言の真意に迫ろうとしている。

⁽¹⁶⁾ 明治二十七年七月一日、はじめて天皇が臨んだ大本営会議において日清間の開戦が避けられないと決定されたが、その同じ日に朝鮮国駐劄特命全權公使大島圭介から外務大臣陸奥宗光に対して、同月一〇日付の朝鮮王宮の占領許可を求める請訓が寄せられ、翌々一九日着の電報で大島公使から韓国が清韓宗属關係を破棄し、清国に付与している權利・特典への均霑を日本に許可するまで、王宮の諸門を占領する準備に入ったことを報告してきた。⁽¹⁸⁾

これを受けて天皇は、徳大寺侍從長に対して、いまだちに宮門占領を実行するのは、日本側が十分手を尽くしているものとも思われないが、外務大臣陸奥宗光はどのようなものかを質問すべしと命じた。⁽¹⁹⁾ 実是一九日、陸奥外相は、大島公使に対して「此時二当り閣下ハ自ラ正当

ト認ムル手段ヲ執ラルベシ」と訓令していた。⁽²⁰⁾ 洞氏は、陸奥の態度を「天皇の意向を無視するかのように」と表現する。結局、七月二三日、日本軍は朝鮮王宮を占領し、⁽²¹⁾ 閔氏政權を倒し、大院君を執政に推し立てた。⁽²²⁾

ついで七月二八日、大島公使から朝鮮国政府が牙山に駐屯する清国兵の撃退を依頼してきたとの報が入ると、天皇は、急展開する事態を前にして陸奥外相がどのような訓令を大島公使へ与えたかを報告せよと徳大寺侍從長に命じた。⁽²³⁾ この時、内閣総理大臣伊藤博文は、何かを察知したのであるうか、陸奥外相に牙山攻撃を一時中止することを指示したが、陸奥は出先での混乱を恐れて、この段階において攻撃中止命令を出すことは困難として対応しなかった。⁽²⁵⁾ このことを紹介した後、洞氏は「このように、政府に対し、軍部に対し、天皇の威令はまったくおこなわれなかったのである」とする。

確かにこうした状況は、尋常ではない。明治天皇がこうした流れの中で不満を鬱積させていったことは想像に難くない。国家元首の立場にある天皇が懸念から疑念、不信、怒りへと感情を高ぶらせていったと考えるのは無理ではない。ただ「御氣障り」の原因がそのような大きな問題に結びつくのであればあるほど、天皇が一日にして土方の「極諫」を受け入れたことが少し気に掛かる。天皇が諸状況を

冷静に見つめ、考えを改めたということだけで、すべてを説得するには無理があるように思える。その間に何かあったのか。そこで徳大寺侍従長の動きを見たが、既述したように徳大寺の日記には関連する記事はない。

そこで再び佐佐木の日記を紐解いてみると、明治二八年五月一二日、彼が参内して内輪の拝謁に与った際、天皇からつぎのような御沙汰があったことが書き記されていた。

○『佐佐木高行日記 かざしの桜』明治二八年五月一二日条。傍点⁽²⁶⁾引用者。

抑昨年開戦⁽²⁷⁾し初に当り心配致候は、兎角軍人は戦争に勇み候事に候へ共、内閣と意見違候様の事有之ては不⁽²⁸⁾相成、陸海軍枢要之場所と内閣は能々協議可致、第一、會計の事大事なれは其⁽²⁹⁾辺尤注意すべし、無理無闇に大勢を押出候時は軍計の方十分見込不相立場合にも可相成候へ共、一度開戦之上は其⁽³⁰⁾辺には頓着せず、強而大勢の進撃と申相成考候間、能々予め打合候様有栖川参謀宮へ篤と申含候云々。

天皇は、軍人が戦争に勇み内閣と意見を異にすることがあつてはならず、軍部と内閣はよく協議し、特に軍費には十分注意することを指摘している。⁽²⁶⁾

さらに検討しないといけないこととして、佐佐木の記述にある天皇の「御氣障り」は、この時の勅使差遣問題だけ

ではなく、明治二八年五月段階になっても持っていたという点である。それは⑫の中でも触れられている奉告使の件以来「時々御争申上候儀」とあることに関連してのことである。

このことに関連して佐佐木は、明治二八年五月一二日、天皇に拝謁した際、天皇が遼東半島の割譲に関する閣議決定に反対であつたとの話を日記に記している。

○『佐佐木高行日記 かざしの桜』明治二八年五月一二日条

因云、陸奥宗光の内話に、盛京省半島を割与為致候義は叡慮には最初より如何と被思召候御模様なれども、其時の勢是非割与為致候様の談判に及ばざるべからざる場合有之たり云々と云へり。爰以最初より御議論被為在候御事と、今日の御沙汰にて奉恐縮候、穴賢々々。

右退出之際に更に御沙汰に、過日も伊藤に冗談半分に申聞候は、半〔島〕を取る事は急速に及ふまじ、此度の戦争にて地理人情も相分り居候へは、不遠朝鮮より歟又は何歟より再戦の期来るべし、其時愈なり候て可宜と申したりとて、大に御笑被為遊候也。

さらに、佐佐木は、同年七月二九日、参内して拝謁を願うところ叶わなかったため、徳大寺侍従長に面会したので

あるが、その際のことを日記に記している⁽²⁷⁾。そこには「遼東半島云々に付ても閣議と違ひ」「遼東半島割取候事は、最初より不可然との思召之御模様にて奉伺候。然るに一度割取り三国の干渉より還附の事に相成候事は、果して然りとの思召ならん」とある。天皇は、講和条件の一つである遼東半島の割譲には反対であった。こうしたことも天皇の「御氣障り」が生じる因であったようである。

筆者は、天皇が「御氣障り」を持したのは、国家元首としての責任から政治の全体状況を把握する必要を感じていたのではないかと推量している。「御氣障り」の奥深いところには近代日本にとって最初で、且つ本格的な対外戦争であった日清戦争がもたらす結果、すなわち大國中国との戦争に勝利することができのかどうかということに恐怖心があったものと考ええる。「明治天皇紀」の編修と言へども、日清戦争が日本の勝利で終わったとの視点から歴史を叙述していることは否めない。しかし開戦当初に立った時、大國中国との戦争にだれが勝利を保証できたであろう。國家元首である天皇が苦悩するのは当然のことである。また祖宗に対する責任を自覺して悩む天皇の姿が佐佐木の日記にある⑪の「神明に被対云々の御論」に読み取ることができる。

苦悩する天皇を描くことは、「明治天皇紀編修綱領」の

編修方針に一致しており、金子はそのことを踏まえて修正したのではないだろうか。

実は、苦悩する天皇の姿は、日露戦争の時にも叙述されているのである。明治三十七年二月四日、御前会議が開催され露国との交渉を断絶し、軍事行動の開始が決定されたのであるが、その日の朝のこととして次のように記す。

○『明治天皇紀』第一〇・明治三十七年二月四日条⁽²⁸⁾

是の朝天皇軫念措く能はず、午前十時三十分分に博文を内廷に召して謁を賜い、予め其の意見を徴し、以て宸断に資せしめたまひしが、⁽²⁹⁾議遂に決するや、夕刻内廷に入りたまひて後、左右を顧みて宣はく、今回の戦は朕が志にあらず、然れども事既に茲に至る、之れを如何ともすべからざるなりと、更に独り私語したまふものの如く、語を継ぎて宣はく、事万一蹉跌を生ぜば、朕何を以てか祖宗に謝し、臣民に対するを得んと、忽ち涙潜々として下る、一座為に黯然たり、是れより天皇、宸衷を悩ましたまふこと殊に甚しく、夜々寝に入りたまふも、眠安らかなる能はず、朝夕の膳御亦多く旨味を覺えたまはず、日を経て頗る健康を害ひたまふに至ると云ふ

天皇は、日清戦争の時と同じく開戦を自らの意志に基づくものではないとしている。しかし問題はそれだけではな

い。

日清戦争の時、何故神宮並びに先帝陵に奉告の勅使を差遣することを許さなかったのかという理由については、自分は平和を尚つとんでいるので、開戦には同意できないが、閣臣等が戦争の已むべからざるを奏したので聴許したのであるから、自らを欺いて神宮に奉告するのは忍びがたいとする天皇が描かれたいた。

それに対して日露戦争の時は、天皇は「朕が志」でないが、事ここに至ったので如何ともし難いと語ると共に、さらに一步踏み込んで「事万一蹉跌を生ぜば、朕何を以てか祖宗に謝し、臣民に対するを得ん」と述べたとし、西洋の大国であるロシアとの開戦という事態をうけて、祖宗に対する皇位継承者としての歴史責任、また臣民に対する統治者としての政治責任という両面から、天皇が日清戦争の時以上に大きなブレッシャーに襲われ、その重さは安眠を妨げ、食事が進まず、日を経るに従い健康を害するほどのものになっていったというように描かれている。

この中から初期議会時、立憲制の土台が不安定な状況の下に勃発した日清戦争とは異なる叙述が読み取れる。日露戦争は一〇年にも及ぶ臥薪嘗胆を経て国をあげて大国ロシアと戦うものであるが、そのことの危険性、すなわち、もし敗れるようなことになれば、皇位継承者の地位さえもが

危うくなり、それはとりもなおさず祖宗から続く皇統の危機とうつり、また明治維新以来営々と築き上げてきた帝国日本を崩壊させ、それは国民に対して統治者としての責任が問われるとの歴史観から描かれている。特に日清戦争の時には叙述されていなかった後者の点は、「明治天皇紀」を理解する上で非常に重要なことを我々に伝えているのではないかと考える。

以上、天皇の「御気障り」をキーワードにして、その原因が何であつたかを検討してきた。そこには天皇として、国家元首として戦争が持つ国家的レベルでの危険性に慎重な態度をとる天皇の姿が見られた。

しかしこのことは明治天皇があくまでも平和を指向し、時の内閣や軍部の施政に疑義を呈する姿勢を貫こうとしたと見るのも問題が残る。すでに触れたことではあるが、先に紹介した『佐佐木高行日記 かざしの桜』明治二年五月一二日条に、天皇が伊藤に冗談半分に語った「半〔島〕を取る事は急速に及ふまじ、此度の戦争にて地理人情も相分り居候へは、不遠朝鮮より欺又は何欺より再戦の期来るべし、其時愈なり候て可宜と申したり」との話は暗示的で、気になる発言ではある。

また同じ日に天皇が佐佐木に語った「一度開戦之上は其辺には頓着せず、強而大勢の進撃と申相成考候間、能々予

め打合候様有栖川参謀宮へ篤と申合候云々」との話も示唆に富む。

さらに先に紹介した『佐佐木高行日記 かざしの桜』明治二八年五月一二日条の記事の少し前のところに、つぎのような話が書かれている。

御沙汰に、盛京省半島を吾が領と致し候事に付最初より如何と考へたり、同地の模様を聞くに収納は至て少く、迎も行政上軍防の事には行き足り不申、本国より仕送ならでは何事も出来ざる様子也。或云、台湾には頗る利益あれば、其利益を以て半島の費用に宛候様申者も有之候へ共、直に利益揚候事は覚束なく、仮令利益あるも其台湾に宛候費用も夥多なるべしと考へたり云々。

高行謹而申上候、御沙汰之通一々御尤に奉存候。半島は数十年の後は知らず、何分差向御厄介者歟と奉存候。台湾も御沙汰の通にて国防の事、行政上種々改良等には御費用容易ならざる様に奉存候。尤半島は御返却相成候へ共、台湾は是より十分の御手附け不申ては相成間敷、深く其局の者注意專一と奉存候。この両者の会話から、天皇が遼東半島や台湾の経営にまでも視野に入れてかなりレベルの高い思考を重ねていることが理解される。平たく言えば、天皇は、両所の領有後、

莫大な先行投資が必要となるが、その算段はついているのかと問うのである。鋭い眼力である。またこのことに関連して『明治天皇紀』は、日清兩國が衝突する約一〇日前の明治二七年七月一二日の条に、伯爵松方正義が内閣総理大臣伊藤博文を訪い、閣議が対清開戦を決さないことを非難したとの記事の最後のところで、「天皇は、日清親善と東洋の平和とを軫念したまふこと最も切なるのみならず、清國と事を構へて、第三國に乘ぜしむるの機会を与へんことを憂慮したまひ、容易に開戦を裁断したまはず」(傍点＝引用者)と、何気なく書いているが、傍点の箇所は天皇の国際政治の力学を見抜く伶俐さをよく伝える文章となっている。

ここには帝国日本の将来を見据える天皇がいる。明治天皇は我々が考えている以上に近代国家の元首として政治と関わっているのである。洞氏は、「日清開戦は『朕の戦争に非ず』」の最後で、伊藤博文が天皇を恰も操り人形が如く扱う身振りをしたというベルツの日記を引用され(明治三三年五月九日条)、「天皇は唯一最高の統治者としてあがめられてはいたものの、事実(32)はけっして『自主的な主権行使者』ではありえなかった」としている。確かに天皇を「自主的な主権行使者」と言い切るのには無理がある。その意味で筆者は、洞氏の見解を支持するのであるが、その

対極にある「操り人形」と天皇を重ねることに留保したい。本稿で検討した時期において、天皇は決して「操り人形」の立場に留まるのではなく、そこには開戦という事態を目前にして、国家の行く末と、その結果がもたらす事態と自らの立場を憂慮し、政府が推し進める政策に慎重な態度を取り、疑問を投げかける天皇がいる。否、むしろそこには国家元首としての自己実現をはかろうとするが如き天皇がみられないだろうか。しかしこの問題は、『明治天皇紀』の叙述を検討するという枠組みの中で論じるのではなく、天皇と政治の関係を真正面に据えた枠組みの中で論じるべきものであるので、別の機会に検討してみたい。

おわりに

以上、原文、修正文、刊行文の三つを素材にして、「明治天皇紀」の本文の叙述過程における問題点を、日清戦争開戦時の宣戦奉告問題を事例として、若干ではあるが検討してきた。以下、その結果を踏まえて、今後の課題について少し述べてみたい。

「明治天皇紀」の編修は、基本的な事実関係についてはできるかぎり確実な情報を伝える史（資）料に基づいて叙述するようにとめているのではあるが、こと歴史叙述のレベルになると、やはり執筆者や修正者の筆により左右さ

れるところがある。それは本稿でみたように、登場人物が何をどう考えていたのか、またその言動の真意はどこにあるのかという点について、金子がかなり大胆な文章を起草していることから理解される。元来、金子は、明治天皇を世界に比類なき英邁さをそなえた君主としてえがくとの編修方針をうち出した人物である⁽³³⁾。

修正は一見すると言葉を弄んでいるような印象を与えがちであるが、決してそうではない。「明治天皇紀」の編修者たちは、一次史料を押さえながら、また関連する文献を比較検討しながら、ひとつひとつ事実関係を確定し、修辭の問題も含めて文章を整え、さらには磨きをかけながら記事を書き上げていったのである。また当然のこととして史（資）料の集まり具合により各記事の間に質量の面で差が生じる現実もあるうし、またそれにより誤解が生じている場合もある。しかしこれだけのスケールの歴史編修に完全無欠を求めるのは非現実的である。

いずれにしても「明治天皇紀」には編修者たちの天皇観、さらには明治という時代に青春時代・壮年時代を生きた編修者たちの時代観が埋め込まれており、また「明治天皇紀」は多くの編修者により書き継がれ、且つ彼らにより紡ぎ出された明治天皇像や明治史像がえがかれた歴史書なのである。

と言うことは、「明治天皇紀」を歴史研究の上で用いる場合、熟読玩味の上、且つ冷静な視点から史(資)料批判を行い、時代の制約からくる価値観を検証し、その内容を理解することが求められる。しかし「明治天皇紀」の研究は、それほど盛んではない。「明治天皇紀」は利用が先行し、その基礎的研究が遅れている。この状況を改めるためにはもっと多くの事例研究が積み重ねられる必要がある。そのためには関連史(資)料の公開は勿論のこと、いくつかの機関に所蔵されている「明治天皇紀」の稿本を調査しその起草過程を明らかにする必要がある。

注

(1) 本稿での検討はあくまでも歴史叙述のあり方を分析するものである。当該記事を叙述する際、どのような史(資)料を用い、どのような史(資)料を用いなかっただのか、という点にも関連し、その価値判断を検証することは、当該記事の「事実」関係がどのように組み立てられたのかを明らかにすることにもなる。何分にも「明治天皇紀」の編修に際して蒐集された史(資)料は、膨大なものである故、そこに一定の価値観から史(資)料の採否を決め「事実」を確定していったことは明らかである。しかしその「事実」なるものが本当に歴史的事実なのかは、別の分析方法で検討する必要があるものと考えている。なおそうした分析がなされた論稿として、檜山幸夫「明

治天皇と日清開戦」(『日本歴史』第五三九号)などがあるので参照してほしい。

(2) 『歴史と人物』第一三卷第八号。

(3) 講談社、一九六八年。

(4) 筆者は写真掲載された草稿原本を早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵「渡辺幾治郎収集謄写明治史資料」や、早稲田大学文学部史学資料保管「深谷博治旧蔵文書」で調査したが発見できなかった。

(5) 洞氏は、原文を「明治天皇紀」の第一稿と目すべきもののとしている。洞氏は、何か深谷氏から教示されていたのかも知れない。なお「第一次稿本」の編修後、「第二次稿本」の編修に入り補正の作業を重ねながら、昭和八年に「明治天皇紀」を完成させ、同年九月に昭和天皇へ奉呈した。

(6) 深谷博治他「座談会 維新史研究の歩み 第六回 ―明治憲政史を中心として―」(『日本歴史』第二五一号)。

(7) 渡辺と「明治天皇紀」編修との関係については、拙稿「歴史家渡辺幾治郎について―『明治天皇紀』編修との関連から―」(堀口修監修・編集『明治天皇関係文献集』第一巻〈クレス出版、二〇〇三年〉所収)を参照。

(8) 前掲「日清開戦は『朕の戦争に非ず』」。

(9) 首都大学東京附属図書館所蔵「土方久元日記」。

(10) 宮内庁書陵部所蔵「徳大寺実則日記」。

(11) 天皇が平和を指向したとの表現について、渡辺は『明治天皇と軍事』(千倉書房、一九三六年)で「時の宮内大臣土方久元の語る処によれば、明治天皇は最後まで平和に御心を寄せたまひ、愈々開戦と決した時などは非常に

遺憾に思召され、数日間御鬱ぎのやうすに拝せられて恐懼に堪えなかつたといふ」(二〇四頁)と書いている。

なお深谷氏は、「近代日本天皇制の特質」(『歴史教育』第一五巻第一号)で「当時の宮内大臣土方久元の懷旧談や宮中の記録によれば、『このたびの戦争は朕の戦争にあらずして大臣の戦争なり』との理由によるものであった」とし、より明瞭な形で天皇自身が大臣の戦争と断定したと書いている。

詳しくは拙稿「明治天皇紀」編修と金子堅太郎」(『日本歴史』第六六一号)を参照。

金子は「明治天皇紀編修綱領」を松方に提示して検討を依頼している(国立国会図書館憲政資料室所蔵「松方正義関係文書」七二—四)。

綱領の全文は、以下の如くである(宮内庁書陵部所蔵/臨時帝室編修局「編修局沿革略」(自大正三年至同一五年))。

明治天皇紀編修綱領

一 天皇ハ國ヲ以テ家トシ給フカ故ニ、天皇紀ハ天皇ノ言行ヲ記スル伝記タルト共ニ、天皇ノ治世中ニ起リタル大小ノ事變國勢ノ隆替ヲ録スル国史タラサルヘカラサル事。

二 明治天皇英邁ノ資ハ天授ニシテ、史臣等ノ妄リニ論議スヘキニアラス。故ニ明治天皇紀ハ天皇ノ言行ヲ事實ノマ、ニ記述シ、敢ヘテ粉飾スル所アルヘカラス。若シ夫レ明治天皇紀成ルノ後、直チニ之ヲ公刊スヘキヤ、或ハ其ノ幾分ヲ削リテ公刊スヘキヤ、一ニ之ヲ聖斷ニ待ツヘキモノナル事。

三 明治天皇ニ奉侍シテ、内外ノ枢機ニ参画シタル輔弼ノ老臣勲旧ノ百僚ハ、皆明治時代ヲ築クニ与リテ力アルモノナルヲ以テ、其ノ功績ヲ記スヘシ。又民間ニアリテ文明ノ進歩ニ寄与シタル者ノ事蹟ヲ記録スヘキ事。

四 明治天皇紀ハ主トシテ編年体ニ拠リ、必要ニ応シテハ記事本末ノ体ヲ參ヘ用キル事。

五 明治天皇紀ハ明治天皇御降誕以後ノ事ヲ記録スルモノトス。嘉永前後ノ形勢ヲ記述スルモ、之ニ因リテ時勢ノ由ツテ来ル所以ヲ示スモノナルヲ以テ、其ノ大略ヲ述フルニ止ムル事。

六 明治時代国内形勢ノ推移ハ外勢ノ刺激ニ因ルコト多キヲ以テ、明治天皇紀ハ内政ニ関聯シテ外勢ヲ叙録シ、以テ其ノ内外相交渉スル所以ヲ明ラカニスル事。明治天皇紀ハ勅旨ヲ奉シテ撰修スル所ナルヲ以テ、其ノ文字ノ排列ニハ擡頭闕字ノ例ヲ踏マサル事。

七 箇人ノ著述ニ係ル歴史又ハ伝記ハ、事實ノ出所証明スル例アリト雖トモ、明治天皇紀ハ史臣課分チ証ヲ挙ケ検討ヲ尽クシタルモノナルヲ以テ、別ニ出所ヲ挙クルヲ要セス。但シ資料ハ長ク宮中ノ一局ニ保存スル事。

九 明治天皇紀ノ文章ハ時ヲ用キ、仮名用法ハ文部省ノ定メタル仮名用格ニ拠ルヘシ。但シ熟語又ハ名称等ハ、当時慣用シタルモノニ從フ事。

十 明治天皇紀ハ之ヲ欧文ニ翻訳スルコト。但シ翻訳開始ノ時期ハ史局事業ノ繁閑ニ從ヒテ、別ニ之ヲ定ムル事。

十一 明治天皇御一代中ノ重ナル事蹟ヲ図画ニ表シ、之ヲ
明治天皇紀附録トスル事。

なおこの時、はじめて表明された御紀の公刊、欧文翻訳、附図の制作について、ここで詳しく述べる余裕はないが、公刊については御紀が完成し臨時帝室編修局が廃局された後の昭和九年六月三〇日付で公刊明治天皇御紀編修委員会が設置され、「明治天皇紀」を基にその内容を縮約し、且つ編年体ではなく編章を立てた紀事本末体とする公刊御紀の刊行が目指された。しかしその後の戦争勃発、激化により業務遂行が困難となり、戦後、宮内省の組織改編により業務も中止となった。また翻訳（英仏文）は、ある時期まで試みられたが立ち消えとなった。さらに附図は第二世五姓田芳柳に委嘱され「明治天皇紀」の奉呈時、それに添えられた。なお附図制作については、米田雄介「明治天皇紀附図と二世五姓田芳柳」（書陵部紀要」第四二号）に詳しい。

(16) 『明治天皇紀』第八（吉川弘文館、一九七三年）、四六〇頁。

(17) 外務省編纂『日本外交文書』第二七卷第一冊（日本国際連合協会、一九五三年）、三九八文書。

(18) 前掲『日本外交文書』第二七卷第一冊、四一一文書。陸奥宛徳大寺書翰（陸奥宗光関係文書）三七一六。

(19) 前掲『日本外交文書』第二七卷第一冊、四一四文書。前掲『日本外交文書』第二七卷第一冊、四一九文書・四二一文書・四二二文書。

(20) 前掲『日本外交文書』第二七卷第一冊、四二二文書。前掲『日本外交文書』第二七卷第一冊、四二二文書。

(21) 前掲『日本外交文書』第二七卷第一冊、四二二文書。前掲『日本外交文書』第二七卷第一冊、四二二文書。

(24) 陸奥宛徳大寺書翰（陸奥宗光関係文書）三七一一〇。

(25) 伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』七（塙書房、一九七九年）、明治（二七）年（七）月（二九）日付、伊藤宛陸奥書翰。

(26) この軍部と内閣の協調について、明治天皇は、山県有朋を第一軍司令官に親補した明治二七年八月三〇日、その式後に参謀総長熾仁親王、内閣総理大臣伊藤博文、第一軍司令官山県有朋、海軍大臣西郷従道、陸軍大臣大山巖、海軍軍令部長樺山資紀、参謀本部次長川上操六等をして「第一軍国の大計ハ文武相応シテ謀議周密ヲ要スル事」等、五ヶ条の上諭を出しその実行を求めた（前掲『明治天皇紀』第八、四九五頁―四九六頁）。

(27) 安在邦夫・望月雅士編『佐佐木高行日記 かざしの桜』（北泉社、二〇〇三年）、明治二八年七月二九日条。

(28) 吉川弘文館、一九七四年。

(29) この苦悩する天皇が伊藤博文を内廷に召して意見を聴いたことについては、伊藤の娘婿である末松謙澄も書き記している（拙稿『明治天皇紀』編修をめぐる宮内省臨時編修局総裁人事問題と末松謙澄）『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四五号）ので参照してほしい。

(30) 前掲『明治天皇紀』第八、四五六頁。

(31) トク・ベルツ編・菅沼竜太郎訳『ベルツの日記』第一部下（岩波文庫、岩波書店、一九五二年）、一九頁。

(32) 深谷氏は、前掲『近代日本天皇制の特質』で近代日本は「終始的に絶対主義」であったことを前提としながらも、「明治・大正・昭和を通じて日本の天皇は、国家の神格的元首として宮城という神殿に祭られていたが、じつは

天皇個人が自主的な主権行使者でなかった」と規定しているが、洞氏はこの深谷の見解を踏襲している。

なお、金子が「日清戦争と天皇」という枠組みの中で、天皇をどのように描こうとしていたかは別途考察を必要とする。本稿で検討した修正が何年段階のものか不詳であるが、「明治天皇紀」が昭和八年に完成したことを考えると、一九三〇年代初頭の厳しい国際環境にある日本を金子がどのように考え、その行く末をどのように憂慮していたのか、また日清・日露戦争当時の天皇と臣下の関係、姿を描くことにどのような意味を込めていたのか等々、興味深いものを感じてならない。こうした点については別の機会を考えてみたい。

(大正大学教授)